

履修要項に記載しています「臨時休講」の項目を下記のとおり変更し、
平成 30 年 9 月 28 日から実施します。

教務課

「臨時休講について」

(1) 警報発令の際の取り扱い

午前 7 時に岡山県岡山市に暴風警報・暴風雪警報もしくは特別警報のいずれかが発令されている場合は臨時に休講とする（大雨・洪水等その他の警報の場合は休講としない）。ただし、午前 10 時までに当該警報が解除された場合は、3 時限から授業を実施する。

(2) 交通機関の運休の際の取り扱い

午前 7 時に JR 山陽本線ならびに JR 赤穂線のいずれもについて「岡山」駅—「高島」駅間を含む区間に運休の措置が取られていた場合（一部列車の運休や一時的な運転見合わせは含まない）は臨時に休講とする。ただし、午前 10 時までに当該区間の運行が再開された場合は、3 時限から授業を実施する。

(3) 避難勧告・避難指示発令の際の取り扱い

午前 7 時に西川原校地を含む地域に「避難勧告」もしくは「避難指示」が発令されていた場合（「避難準備・高齢者等避難開始」は含まない）は臨時に休講とする。

(4) 以上の原則は、通常の授業だけではなく定期試験・追試験・再試験、週末や通常授業期間外に行われる集中講義・補講等についても、全てそのまま適用する。

(5) その他

学長が学生の安全確保のために必要と判断した場合には、臨時に休講の措置を行うことがある。また、授業実施に支障がないと判断した場合には臨時休講措置の解除を行うことがある。これらの場合は掲示・学内放送・メール・ホームページ等の手段で周知する。

(6) 休講となった場合には、原則として後日補講する。

(7) 臨時休講の場合の注意

臨時休講の措置が取られた場合は、図書館等学内施設も原則として閉鎖される。学内で行われる課外活動・課外講座等も休止となる。

(8) 臨時休講とならない場合の注意

臨時休講の措置が取られない場合でも、自宅周辺の状況、自分が利用する交通機関の状況等を考えて、安全第一で無理のない行動を取る。授業開始後の時間帯に交通機関の運休が予告されている場合などは、帰宅困難の可能性も考えて登校するかどうかを慎重に判断すること。なお、登下校に危険や困難があると自身で判断して欠席した場合は、指定様式の欠席届に詳しい状況を記載して授業担当者に提出することで配慮を求めることができる。